



鳥取県公報

平成18年4月3日(月)
号外第80号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	県が発注する建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な一般的な事項等 (260) (管理課)	1
-----	---	---

告 示

鳥取県告示第260号

県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事の指名競争入札を、当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を公募する方法により行う場合には、当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによるものとする。

平成17年鳥取県告示第362号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的な事項等について）は、平成18年4月2日限り廃止する。ただし、同日以前に調達公告を行った建設工事で、その指名競争入札の執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なおその効力を有する。

平成18年4月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 入札参加者は、次に掲げる条件を具备していなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可のうち、調達公告で指定するものを受けていること。
- (3) 平成16年鳥取県告示第878号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）、平成17年鳥取県告示第526号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成17年鳥取県告示第527号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付けを行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。
- (4) 鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間が、応募書類（当該入札への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）が提出すべきものとして、調達公告に定める書類をいう。以下同じ。）を提出する期間として調達公告に定める期間（以下「応募期間」という。）の末日から当該入札の開札日までの期間に含まれていないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあっては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする経営事項審査（法第27条の23第1項の審査をいう。以下同じ。）を受け、その結果に基づき、応募期間の末日までに改めて入札参加資格を付与されていること。
- (6) 当該入札に係る工事（以下「発注工事」という。）の設計業務の受託者（調達公告で指定する者とする。）と次のいずれかの関係にある者でないこと。
- ア 入札参加者が当該受託者の発行済株式総数の2分の1を超える株式を保有し、又はその出資の総額の2分の1を超える出資をしていること。
- イ 入札参加者の代表権を有する役員（入札参加者が個人である場合にあっては、当該個人）が当該受託者又は当該受託者の代表権を有する役員であること。
- (7) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、応募期間の末日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。）のうちに、発注工事の主任技術者又は監理技術者としてその施工期間中配置することができる技術者（調達公告で定める資格を有する者に限る。）を有していること。
- (8) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）として入札に参加することを条件とする場合にあっては、その構成員が(1)から(7)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。
- ア 自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員が、当該入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。
- ウ 共同施工方式（一の工事について、各構成員の分担を定めず、共同して施工する方式をいう。以下同じ。）の共同企業体にあっては、出資比率の最も大きい構成員（当該構成員が複数あるときは、そのいずれか）が代表構成員となり、各構成員は、発注工事全体について連帯して責任を負うこと。
- エ 分担施工方式（一の工事について、各構成員の分担を定めて施工する方式をいう。以下同じ。）の共同企業体にあっては、分担工事に係る工事費が最も大きい構成員（当該構成員が複数あるときは、そのいずれか）が代表構成員となり、各構成員は、それぞれの分担工事について責任を負うとともに、発注工事全体についても連帯して責任を負うこと。
- オ 分担施工方式の共同企業体にあっては、構成員のいずれかが発注工事の施工中に破産手続開始又は解散をしたときは、当該共同企業体は解散するものとされていること。
- 2 参加希望者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が一括して作成し、提出するものとする。
- (1) 応募書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。ただし、電子入札（鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第12条第2項に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあっては、応募書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算器による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録するためには記録媒体に1メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの、オの(イ)に定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えて、インターネットの県のホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「県HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に当該応募書類に記載すべき事項を入力するものとする。
- ア (限定) 公募型指名競争入札参加申込書（様式第1号）
- イ 工事実績調書（様式第2号）
- （ア）同種工事（平成9年度（トンネル工事にあっては平成3年度、グラウンドアンカーワークにあっては

平成14年度)以降に完成し、引渡しの完了している発注工事と同種のものとして調達公告で定める工事をいう。以下同じ。)を元請として施工した実績(共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が調達公告で定める割合以上の構成員としてのものに限る。以下「同種工事実績」という。)があることを入札参加者の条件とする場合に作成すること。

- (イ) 同種工事実績の中から代表的なものを記載すること。
- (ウ) 同種工事実績は3件を限度とし、鳥取県内において施工したものを優先しつつ、発注者が県であるもの、国又はこれに準ずる公共的団体であるもの、市町村であるもの及びそれら以外のものの順に記載すること。
- (エ) 同種工事実績に係る工事の内容が確認できる書類(工事請負契約書及び仕様書の写し、工事カルテの写し等)を添付すること。なお、共同企業体の構成員として施工した工事の場合は、当該共同企業体の協定書の写しも添付すること。

ウ 配置技術者調書(様式第3号、様式第4号)

- (ア) 1の(7)の技術者(以下「配置技術者」という。)を発注工事に専任で配置できることを入札参加者の条件とする場合に作成すること。
- (イ) 配置技術者に同種工事を元請けとして施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(以下「技術者等」という。)として当該同種工事を施工管理した実績(現場代理人としての実績については、調達公告で当該実績を同種工事を施工管理した実績として認めることとする場合において、その施工の当時に当該調達公告で定める資格(以下「特定資格」という。)を有する技術者であったときのものに限り、共同企業体の構成員の技術者等として施工管理した実績については、出資比率が調達公告で定める割合以上の構成員の技術者等としてのものに限る。以下「施工管理実績」という。)があることを入札参加者の条件とする場合は様式第3号、条件としない場合は様式第4号によること。
- (ウ) 配置技術者とする予定の者を記載すること。なお、予備の者も含め2名まで記載することができる。
- (エ) (ウ)により記載した者が配置技術者となる資格を保持していることが確認できる書類(当該資格に係る合格証明書の写し、資格者証の写し等)及び参加希望者の継続雇用者であることが確認できる書類(監理技術者資格者証(表面及び裏面)の写し、健康保険被保険者証の写し等)を添付すること。
- (オ) 様式第3号には、施工管理実績の中から代表的なものを記載すること。
- (カ) 施工管理実績に係る工事の施工期間中に、交替等により当該技術者等として配置されていない期間のある者については、その者が当該工事に当該技術者等として配置されていた期間(以下「配置期間」という。)が2年以上に及ぶ場合又はその者の配置期間が他のすべての者の配置期間より長い場合に限り、施工管理実績として認めるものとする。
- (キ) 施工管理実績は2件を限度とし、鳥取県内において施工した工事に係るものを優先しつつ、発注者が県である工事に係るもの、国又はこれに準ずる公共的団体である工事に係るもの、市町村である工事に係るもの及びそれら以外のものの順に記載すること。
- (ク) 施工管理実績に係る工事については、当該工事の内容及び当該工事に配置された技術者等が確認できる書類(工事請負契約書及び仕様書の写し、工事カルテの写し、技術者等の選任に係る発注者側の確認書の写し等)を添付すること。なお、共同企業体の構成員の技術者等として施工管理した工事の場合は、当該共同企業体の協定書の写しも添付すること。

エ 追加技術者調書(様式第5号)

- (ア) 4の(4)による要求を受ける可能性がある場合に作成すること。
- (イ) 4の(4)の技術者とする予定の者を記載すること。なお、予備の者も含め2名まで記載することができる。
- (ウ) (イ)により記載した者が特定資格を有することが確認できる書類(合格証明書の写し、監理技術者資格者証の写し等)及び参加希望者の継続雇用者であることが確認できる書類(監理技術者資格者証(表面及び裏面)の写し、健康保険被保険者証の写し等)を添付すること。

オ 特定建設工事共同企業体構成員入札参加資格確認書（様式第6号）

(ア) 当該入札に共同企業体として参加する場合に作成すること。

(イ) 共同企業体の構成員となる者について記載し、当該共同企業体の協定書の副本及びその各構成員が発注工事の入札及び請負代金の請求等に関する事務を代表構成員に委任することを証する委任状を添付すること。

カ 県外に本店を有する者にあっては、平成16年10月1日から平成17年9月30日（同日以降に合併、分割等により経営状況が大きく変化した場合は、応募期間の末日）までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査の区分に係る発注工事の総合評定値（法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。）の通知書の写し**キ その他調達公告に定める書類**

(2) 応募書類は、応募期間内の各日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、その持参、郵送又は信書便による送達に代えて、当該応募書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、応募書類のすべてを持参するものとする。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、応募期間の末日の午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する参加希望者（以下「応募者」という。）の負担とし、提出された応募書類は、返却しない。

(4) 提出された応募書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、応募者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。

3 入札参加者の選定の手続は、次に定めるところによる。

(1) 入札参加者は、1に掲げる条件を具備する応募者の中から選定し、指名する。当該入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

(2) 当該指名を受けられなかった応募者については、その旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を発注機関（発注工事の請負契約（以下「本件契約」という。）を締結する権限を有する県の機関をいう。以下同じ。）の掲示板に掲示するとともに、県HPに掲載する。

(3) 指名を受けられなかった応募者は、(2)の掲示等の日から4日（休日を除く。）以内に、書面（電子入札の場合にあっては、電子入札画面にその旨を入力し送信すること。以下同じ。）により非指名理由について発注機関に説明を求めることができる。

(4) 発注機関は、(3)により説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期間の末日から6日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) 1に掲げる条件を具備する応募者が1者のみの場合は、指名は行わず、当該入札を中止する。

4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 入札参加者は、第1回目の入札書に記載する入札価格の積算の根拠となる工事費内訳書（別に定めるところに従って作成されたものに限る。以下同じ。）を当該入札の会場に持参し、入札の執行者が求めたときは、直ちにこれを提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、所定の入札期間の末日までに、工事費内訳書に記載すべき事項の電子入札画面への入力及び送信（当該工事費内訳書が持参すべき書類に該当する場合にあっては、調達公告で定める場所への持参とする。以下「内訳書の送信」という。）を必ず行っておくこと。

なお、工事費内訳書については、次に掲げる事項に留意すること。

- ア 電子入札の場合において、内訳書の送信を行っていない者のした入札は、無効とする。
- イ 提出した工事費内訳書の内容（内訳書の送信を行った場合にあっては、当該送信の内容）に重大かつ明白な不備がある者又は紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合において入札の執行者の求めに応じてその場で工事費内訳書を提出しない者は、失格とする。

- ウ 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じるものではない。

- エ 提出された工事費内訳書は、返却しない。

(2) 落札者は、発注工事の予定価格の範囲内において最低の価格（最低制限価格を設定する場合にあっては、当該価格以上のものに限る。）をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。ただし、調査基準価格を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(3) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の10分の2以下の額とする。

(4) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、配置技術者に加え、当該落札者（共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体の構成員のいずれかとし、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、構成員全員とする。）の特定資格を有する継続雇用者（以下「追加技術者」という。）を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求める。この場合においては、追加技術者調書（様式第5号）を提出していない者、提出した当該調書に重大かつ明白な不備がある者及び当該調書に記載されたすべての者が入札時に他の工事（当該工事が実質的に完成しており、その者が専任する必要はないと発注者が認めたものを除く。）に専任している者は、失格とする。

(5) 落札者は、配置技術者及び追加技術者を発注工事にその施工期間中専任で配置しなければならない。ただし、配置技術者を専任で配置できることが入札参加者の条件とされていないときは、配置技術者については発注工事に専任としなくともよい。

(6) 落札者が発注工事に関し共同企業体を結成している場合において、当該共同企業体が解散したときは、当該入札に係る契約は、解除する。

5 応募の手続その他の発注工事に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

- (1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、県HPに掲載することにより行う。
- (2) 応募書類の様式は、調達公告の日から応募期間の末日までの間の各日に、県HPに掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。
- (3) 発注工事に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。
- (4) 発注工事に関する図書の複写物は、入札の日の3日（休日を除く。）前までに、発注機関が指定する業者に申し込むことにより購入することができる。
- (5) 発注工事の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

様式第1号

(限定) 公募型指名競争入札参加申込書

工事名

参加希望者

許可番号 国土交通大臣
知事 許可 (-) 第 号
住所
名称
緯度・経度
代表者名 

作成責任者

職 氏 名

電話番号

ファクシミリ

注) 「緯度・経度」欄は、県外業者のみ記入することとし、本店の緯度・経度（日本測地系の基準により測定したもの）を度・分・秒の単位まで記入すること。

様式第2号

工事実績調書

参加希望者の名称

項目	番号	1	2	3
工事名				
発注機関名				
施工場所				
請負金額				
工期				
受注形態				
工事内容				
工事の規模・構造等				
工事の技術的特記事項				

備考

- 1 工事名は、受注した工事名を記入すること。
- 2 発注機関名は、鳥取県 県土整備局、中国地方整備局 工事事務所、会社等と具体的に記入すること。
- 3 請負金額は、最終的な請負額とし、百円単位を四捨五入して千円単位で記入すること。
- 4 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。共同企業体の場合は、出資比率を（ ）内に%で記入すること。
- 5 工事内容は、同種工事に係る技術的特徴を有することが分かるように記入すること。
- 6 工事の規模・構造等は、同種工事に係る構造物の型式、施工延長、施工面積、施工量等について記入すること。
- 7 工事の技術的特記事項は、環境（公害）対策、安全対策、特殊工法、その他の技術的特徴（施工に当たり工夫又は苦心した点等）について記入すること。

様式第3号

配置技術者調書

参加希望者の名称 _____

営業所の専任技術者名 _____

配置技術者の氏名		
継続雇用期間	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用～ 応募書類提出日)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用～ 応募書類提出日)
調達公告で定める資格に 係る資格者証	名称() 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号()	名称() 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号()
監理技術者資格者証	有(建設業の種類)・無 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号()	有(建設業の種類)・無 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号()
施工管理 実績の概要	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	請負金額	
	工期	
	受注形態	
	従事役職	
	工事内容	
申請時に おける他 工事の従 事状況等	工事名	
	発注機関名	
	工期	
	従事役職	
	本工事を落札 した場合の対 応等	

備考

- 1 従事役職は、主任技術者・監理技術者等当該工事で従事した技術者等としての役職を記入すること。
- 2 参加希望者の営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。）の専任技術者（建設業法第7条第2号に規定する者をいう。）をすべて記載すること。

様式第4号

配置技術者調書

参加希望者の名称 _____

営業所の専任技術者名 _____

配置技術者の氏名		
継続雇用期間	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用 ~ 応募書類提出日)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用 ~ 応募書類提出日)
調達公告で定める資格に係る資格者証	名称() 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号()	名称() 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号()
監理技術者資格者証	有(建設業の種類)・無 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号()	有(建設業の種類)・無 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号()
申請時に おける他 工事の從 事状況等	工事名	
	発注機関名	
	工期	
	従事役職	
	本工事を落札した場合の対応等	

備考

- 1 従事役職は、主任技術者・監理技術者等当該工事で従事した技術者等としての役職を記入すること。
- 2 参加希望者の営業所(建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。)の専任技術者(建設業法第7条第2号に規定する者をいう。)をすべて記載すること。

様式第5号

追 加 技 術 者 調 書

参加希望者の名称

追加技術者の氏名		
継続雇用期間	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用～ 応募書類提出日)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用～ 応募書類提出日)
調達公告で定める資格に係る資格者証	名称() 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号()	名称() 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号()
備 考	監理技術者資格者証 (建設業の種類：) 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号()	監理技術者資格者証 (建設業の種類：) 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号()

備考 監理技術者資格者証の交付を受けている者については、備考欄にその交付番号等を記入すること。また、特記事項があれば、備考欄に記入すること。

様式第6号

特定建設工事共同企業体構成員入札参加資格確認書

(特定建設工事共同企業体の名称)

工事

- ・ 特定建設工事共同企業体

特定建設工事共同企業体の代表構成員の

住所及び名称並びに代表者の氏名



特定建設工事共同企業体の構成員の

住所及び名称並びに代表者の氏名



特定建設工事共同企業体の構成員の

住所及び名称並びに代表者の氏名



平成18年鳥取県告示 第 号の1に掲 げる条件	代表構成員	構成員 (名称)	構成員 (名称)
(1)			
(2)			
(3)			
(4)			
(5)			
(6)			
(7)			

注) 各構成員が平成18年鳥取県告示第260号の1の(1)から(7)までに掲げるそれぞれの条件を満たしていることを確認の上、該当欄に を記入すること。

12 平成18年4月3日 月曜日

鳥 取 県 公 報

(号外)第80号